農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案参照条文目次

十四四	十三	<u>+</u>	+	+	九	八	七	六	五.	兀	三	<u>-</u>	_
種	食品	酪	酪	株式	地方自	建築	都市	都市	農地法	沿岸	林業	農業	野 菜
苗法	流	農 及	農 及	会社	治	建築基準法	計画	計画	法 (昭	漁業改善資金助成法	•	改良資	野菜生産出荷安定法
平成	通構造	び肉田	び肉用:	日本政策	法 (記		法施行令	法(昭	昭和一	攻善咨	木材産業	食金融	出荷安
八十年	改善	用牛生産	几 牛 生 産	策金	(昭和二十二	(昭和二十五		和四	和二十七	金助	来改善資·	金融通法	定法
法律	構造改善促進法	\mathcal{O}	産の振	金融公	十二	十五	(昭和四	十三	年法	成法	金		
第八上		振興に	振興に	公庫法	牛 法 建	牛 法 建	四 十 四	牛法律	律 第	(昭 和	助成法	(昭和三十一	(昭和四十一
(平成十年法律第八十三号)	中成 三	関	に 関 す	平 成	年法律第六	年法律第二百	年政	十三年法律第百号)	百三	和五十	仏 (昭		
	(平成三年法律第	する法律施	興に関する法律	十九九	十七号)		十四年政令第百五	号)	年法律第二百二十九号)	四年	和五	年法律第百二号)	年法律第百三号)
抄.	律 第 五	律 施 行	律 (昭	牛法律	号)	号)		抄		法 律 第	十一年	第百一	第百二
•	4十九号)	行令(和二	(平成十九年法律第五	抄)	沙	十八号)	•	抄	型十	年法律	号)	号)
•	号)	(昭和二	和二十九年	十七号)	•	•		•	•	十四年法律第二十五号)	津第四-	(沙	抄
•	沙	十	年法律第百	亏	•	•	· 抄	•	•	(沙	十二号)		•
	•	年政	第百	抄	•	•	•	•	•	•	_	•	•
•	•	十九年政令第二	八	•	•	•	•	•	•	•	抄	•	•
•	•	三百二	十二号)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	•	十三号)	(抄)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	沙	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
• 22	20	: 19	: 19	: 18	: 17	16	15	9	• 5	• 4	· 3	· 1	1

農林 漁業者等による農林漁業の 六次産 業化 の促進に関する法 律案参照条文

 \bigcirc 野菜生産 出荷安定法 (昭 和四 十一年法律第百三号)

(定義

出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。第二条 この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、 その種類 通常

 \mathcal{O}

その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金」という。)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体(以7十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対(生産者補給交付金等の交付) を交付するものとする。

は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。の思うには、その登録出荷団体又のて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給すの販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであい、予算の販売の間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものである、「一条」機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜(交付金の交付)

 \bigcirc 、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二号)(抄)

部を改正する法律 (平成二十二年法律第 号) 0) 施

(定義)

第三条

3・3 (略)

1・3 (略)

2

第 年)以内で公庫が定める。 質金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)以内、据置期間は三年(特定地域資金にあつては、五の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な5四条 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限(据置期間を含む。第八条第一項において同じ。)は十年(地勢等(貸付金の利率、償還期限等)

第七条 3地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。従業者)が申請に係る農業改良資金をもつて農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係2条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する

(八条 (略) (融資機関が行う貸付け) 略

甪 する。

 \bigcirc

林業

? 木

材

産業改善資金助

成

法

(昭 和

五.

+

年法

律第四

生始林

きは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付すること、 でのは、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うととができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県についてはとができる。ただし、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付するこの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することはこれらの者の組織する団体その他政令で定める者(以下「林業従事者等」という。)に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。)のでは、当該都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。)のでは、当該都道府県がこの法律の定めるところにより林業従事者、木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。)のでは、当該都道府県がこの法律の定めるところにより本業にある事業を営む者(政令で定める者に限る。)のでは、当該を対している。

とができる。

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の二第一項第二号の事業を行う事業協同な森林組合法第百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第二項第一号の事業を行う森林組合で政令で定めるもの農林中央金庫

.組合で政令で定めるも

六五 (略) 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの銀行その他の金融機関で政令で定めるもの中小企業等協同組合法第九条の九第一項第 一項第一 二号の 事業を行う協 同 E組合連 合会

3

第四]条 前条第一項の貸付けに係る資金(貸付金の限度) (以下「貸付金」という。) の一林業従事者等ごとの限度額は、 農林水産省令で定める。

第五条 貸付金の据置期間五条、貸付金の利率、億 ?間は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。無利子とし、その償還期間(据置期間を含む。)は、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。償還期間等)

2

、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合に限り、同項の認体を構成する者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもつて林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し八条(都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団 定をするものとする。

のに委託することができる。 定を除く。)を森林組合法第百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会その他林業従事者等の組織する法人で政令で定めるも宗十四条(都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条第一項及び第二項に規定する事業に係る事務の一部(貸付けの決 一四条 都道府(事務の委託)

2

 \bigcirc 沿岸漁業改善資金助 成 法 昭 和 五. 十四四 年 法律第二十五号) 抄

(定義)

第二条

略

第三条 当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができる。ただし、漁業従事者等」という。)に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの事業を行うときは、当定三条(政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「沿岸(政府の助成)

(略)

(貸付金の限度)

第四 善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。 のそれぞれの種類ごとに、農林水産省令で定める。(以下「貸付金」という。)の一沿岸漁業従事者等ごとの限度額は、 経営等改善資金、 生活

(貸付金の利率等)

第五条 (略)

- 3 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。に、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごと

第八条 当該近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入が必要であると認められる場合に限り、行うものとす損壊の防止のための施設の導入を行うことによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においてはが申請に係る経営等改善資金をもつて近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の八条(経営等改善資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。)(貸付けを行う場合)

2 • 3 略

 \bigcirc 農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)

(農地 0) 転 用 0) 制 限

- 申 F請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない感地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係るに係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ印に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの ない る
- 生ずる、 以にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。 「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供され、でで設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供され、でいた。 「でいるがあると認められる場合」 「おおそれがあると認められる場合」 「おおれがあると認められる場合にすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められ、申請に係る農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められ、 をる

合

五 ·6 (略)

四、農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため、これらの権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合をところによって同法第二条、農地又は採草放牧地を農工漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため、これらの権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合を除って同法第二人の主が表達の方式が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 第四項において同じ。)には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 第四項において同じ。)には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 第四項において同じま第一条の規定による公告があった農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによって同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合を表示で定めるところによって同法第二条第三項第三号の権利を取得する場合には、政令で定めるところによって同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合を表示して同法第二人の共和を取り、当時、対域を表示といる。 第一項の規定による公告があった機が、これらの権利を取得する場合には、政令で定めるところによって同法第二条第一項の規定による公告があった。 第一項を取り、当時、対域を表示といる。 第一項の規定による公告があった。 第一項の規定による公告があった。 第一項の規定による公告があった。 第一項の規定による公告があった。 第一項の規定による公告があった。 第一項の規定による公告があった。 第一項の定案を表示といる。 第一項を表示といる。 第一項の定案を表示といる。 第一項の定案を表示といる。 第一項の定案を表示とないる。 第一項の定案を表示といる。 第一項の定案を表示といる。 第一項を表示といる。 第一項の定案を表示といる。 第一項を表示といる。 第一

移転 転 転 悪

項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においいの事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

Ł て、 同条第一 項 0 規定により

同

3 5

都市 計 画法 (昭和四十三年法律第百号)

12~11 (略) 2~11 (略) 第四条 (略) 1 7 開 発行為」 とは、 主として 建築物 0) 建 文は **特定工** 作 物 0 建 設の 闸 に供 いする目的で行なう土 地 0 区 画 \mathcal{O}

 $14\ 13$ ~16 (略) この法律におい て 開 発区 域」 とは、 開 発行為をする土 地の 区 域をいう。

\(\)

2・3 (略)

2・3 (略)

(区域区分)

(区域区分)

(区域区分)

(区域区分) !域については、区域区:画に、市街化区域と市

二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、より、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところに(開発行為の許可)

け れ ば ならな ただし、 次に 掲 げる開 発 行 為に つ . T \mathcal{O}

- 都 市 計 画 区 域 方に お いて行う開 発行為で、 そ の規
- 的域 図る上で支障がないものとして政令で定されこれらに類する公益上必要な建築物がを営む者の居住の用に供する建築物ので区域又は準都市計画区域内において行 める建築物の建築の用に供すのうち開発区域及びその周辺建築の用に供する目的で行うう開発行為で、農業、林業若 でする目でする。

九八七六五四

免許を受けた埋立 地であ いつて、 まだ同 [法第二十二条第二項 0

律項 申次請に の掲 手げ 続る が基 こ準 |の法律 | 又項 は及 こび の第

項において準用する場合を含む。)おける用途の制限(建築基準法第四流通業務地区又は港湾法第三十九条のにあつては、この限りでない。

画 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 限る。 に 0

示

二 主として、自己の居住の用に供する保色の禁止でいるときは、設計がこれに適合していること。 この場合において、自己の居住の用に供する年色の禁止であられているときは、設計がこれに適合していること。 この場合において、自己の居住の用に供する年色の禁止をして、自己の居住の用に供する中を内臓の性質 「神水路をの他の公共の同に供する事項を開業して、開発区域外の相当規模の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められているときは、設計がこれに適合していること。 この場合において、自己の居住の用に供する事項を開業して、開発区域外の相当規模を通常ないような機を及び構造で活動といる。 「別れているととで、自己の居住の用に供する事項を開業して、関発区域外の相当規模の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められているとと。 この場合において、自己の居住の用に供する事を制度として、自己の居住の用に供する事を制度として、自己の居住の用に供するをを開発して、関発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められているとと。 この場合において、当該地域における降水を有効に排出するとともに、その排出をしていること。 この場合において、当該地域における降水を対し非型に対していること。 この場合において、当該地域に対ける降水を対しませて、対して、自己の居住の用に供する事を制定していること。 この場合において、当該地域における降水を設められていること。 この場合において、当該が水施設を含む。)がに地といる主要に掲げる事項を開業して、関発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められているときは、設計がこれに適合していること。 この場合において、当該が水施設を含むで、当が水をあられているときは、設計がこれに適合しているとと。 この場合において、当該が水施設を含む。)が定地とれているとのに限る。)が定められているときは、設計がこれに適合しているとと。 この場合において、当該が水施設を成り構造で適当に関するが水をありた。 「別れているときは、設計がこれに適合しているとと。 この場合において、当該が水施設を含む。)が定める地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合しているとと。 この場合において、当該が水を関係では、設計がこれに適合しているとと。 この場合において、当該が水を関係では、設計がこれに適合しているとと。 この場合において、当該が水を向いた。 「別れているとと」 は、設計がこれに関する単位に関する単位に関する単位に関するが、は、設計がこれに適合しているとと。 この場合において、当該が水を関係では、数計がこれに関する単位は関する単位は関するとは関する単位は関する関する関する単位は関する単位は関する単位は関する単位は関する単位は関する単位は関する単位は関す

候以上のものを除う該開発区域及びくは特定工作物で

の発定し の域作 を及物に

0 \mathcal{O} 相土

当地

定れを

るこ 区

لح

5 にて 為い

例の 条務

一 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は建設の用に供する目的で行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。 生として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれを注める目的で行う開発行為 (主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれを主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれを定して当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれを定して当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政会で定める公益上必要な建築物又はこれを決して当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政会で定める要性に該当するほか、当該申請に行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に対して第二種特定工作物の建設の用に供する目的で、対象の条件を必要とするため市街の関系では、対象の表面を表面では、対象のでは、対象ので定める事業の用に供する事業の主に、対象に対象の表面を表面である。 に存行 るう 開開

築ら のの 用者 にの

築又 は

建

で行 う特別

- 13 -

定む項

物調 の整

建に規

いする目

も物 の又

すること

周号めめ行地辺及るら為区

定しく

うも道を する は の府所業

限 る。

がつ、市街が前各号に関 民化区域内になる。 おの いほ 、 て か、 (行うことが)、都道府県 困知 難事 、又は著しく不適当と認うが開発審査会の議を経り 8 る開開 発発 行区 為域 \mathcal{O} 周 辺 に お け る市 街 化 を促 進 するおそれ が

第四 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限) (開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

四三二一

2 (略) 前項の日本

3

 \bigcirc 都市 計 画 法 施 行令(昭 和 匹 干 匹 年政令第百五十八号)

(3) 敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(3) 敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(3) 敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(4) 当該射地の規模、形状及び地盤の性質
(5) 当該敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(6) 当該敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(7) 当該地域における降水量
(8) 当該敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(9) 当該敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(10) 当該敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(11) 当該地域における降水量
(12) 当該敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(13) 敷地の周辺の状況及び放流先の状況
(14) 当該射地の周辺の状況及び放流先の状況
(15) は第二十六条 都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。)は第三十六条 都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。)は は、 次の各号 Ď 11 ず

口 を除く。 に

排出によつて当該

- 水 施 設 \mathcal{O} 設 置 そ \mathcal{O}
- 定められた内容に適合していること。いる区域に限る。)内においては、当いる区域に限る。

- 用設 党する第 号一 の種 条特 例 定
- 原則として、第二物の新設として、初日化区域内において 第八条第一、都道府県
 - する建築物 又 は
 - 都道府県知事があらかじめ開かつ、市街化区域内において 発建

 \bigcirc 建 築 基 準 法 昭 五 年 法 律 第二 百

一十二 (略) 一十二 (一十二) 一十二 (略) 一十二 (一十二) 一十二) 一十二 (一十二) 一十二 (一十一) 一十一 (一十一) 一十一 (一十一) 一十一) 一十一 (一十一) 一十一 (一十一) 一十一 (一十一) 一十一 (一十一) 一十一 (一) (一) (一 の 上 の上家、貯垣のものを 貯蔵槽その他家、倉庫その他。)、 他これ、これ らに らに附 類類属

~三十五 建 築 建築物を新 築 増 築 改 築 į 又は移転することをいう。

 \bigcirc 地方自治法 昭 和二十二年法律第六十七

(指定都市の権能) 第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」と 又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全型 フはこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全型 一 児童福祉に関する事務 二 民生委員に関する事務 二 民生委員に関する事務 五の二 社会福祉に関する事務 五の二 社会福祉に関する事務 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務 十一 一 世本に関する事務 十一 二 結核の予防に関する事務 十二 結核の予防に関する事務 十二 結核の予防に関する事務 十二 結核の予防に関する事務 十二 結核の予防に関する事務 十二 都市計画に関する事務 十二 都市が回に関する事務 十二 都市が回に関する事務 十二 都市が回に関する事務 十二 都校の予防に関する事務 十二 日本地区画整理事業に関する事務 十二 日本地区画を理事業に関する事務 十二 日本に関する事務 のの全部又は一二という。) 部は、 iで政令で定めるものを、政令で定めると、、次に掲げる事務のうち都道府県が法律

- 17 -

より、処理することができる。 して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定に(中核市の権能)

2

ろにより、処理することができる。に比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるとこ規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理すること第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「特例市」という。)は、第二百五十二条の二十二第一項の(特例市の権能)

 \bigcirc 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号)

一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

事業を営むもの令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特別を金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに 定政

(生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消

IJ

兀

 \bigcirc 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和二十九年法律第百八十二号)

草 地

手九 条 1従い、都道府県知事に届け出なければならない。 集約酪農地域の区域内にある草地につき政令で定める開こん、1の形質変更の届出) 造林その 他 0) 行為をしようとする者は、 農林 水産省令で定め

 \bigcirc 酪農及び 肉用 牛 生産 \mathcal{O} 振 派興に関 する法律 施 行令 (昭和二十九年政令第二百三十三号)

(草地

第四 _ 条

画積が十アール 法第九条の改造の形質変更の -ル以上にわたる土地について行う開墾(土)政令で定める開墾、造林その他の行為は、(の行為) (土地改良法 (昭和二十四年は、次に掲げる行為とする。 (昭和二十四年法律第百九十五号) により行うものを除く。

- (開墾及び造林を除く。 で面積が三・

五.

\bigcirc 食品流通構造改善促進 法(平成三年法律第五十九号)

(定義)

2~6 (略) (昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。 (昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品(その原料又は材料として使用される農林: 水産物及び花きを含む。 のうち薬事

」という。)として指定することができる。 号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構(以下第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、(指定) - 「機構 供条各

$\frac{2}{4}$

- 一 認定計画に係る構造改善事業(以下この条において「認定構造改善事業」という。)に必要な資金の第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。(業務) の借 入れ に係る債務 保
- 般消費者の利 益

增

食品製造業者等又は卸

十十九八七 食食食前品品品 芸各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。い流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、い流通に関する調査研究を行うこと。い流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。製造業者等又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。 照会及び相談に応ずることその 他 の援助を行うこと。

(業務の委託)

ることができる。 第十三条 機構は、 農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務 (債務の保証の決定を除く。) の 部を金融機関に委託

2 (略)

第十四条 実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする予十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の(業務規程の認可)

2 • ときも、 (略)同様とする。

第十八条 件を検査させることができる。 しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他式十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業な(報告及び検査) 他の務 物若

2 • 3 (略)

(改善命令)

な措置をとるべきことを命ずることができる。第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の運営に関し 改善が必要であると認めるときは、 機構 に 対 Ų その改善に必

う。)を取り消すことができる。第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、(指定の取消し) 第十一条第一項の指定 (以下この条において 「指定」 とい

第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

- 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければな(協議) しなければならない。

(略)

第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、-三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、

九条の規定による命令に違反した者

 \bigcirc 種苗法 (平成十年法律第八十三号)

をした者又はその承継人(以下「育成者」という。)は、その品種についての登録(以下「品種登録」という。)を受けることがで第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。)(品種登録の要件) きる。

一(略)一(略)三繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。二同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一一 一の出願品種につき一でないとき。ることができない。3四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種(以下「出願品種」という。)の名称が の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、

又は類似のものであるとき。

四三 略出出 願願 品品 種種 にの .関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき(前二号に掲げる場合を除種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

2~4 (略) 第六条 出願者は、一は (出願料) 件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付 L なけれ

2

のな

第 内 四]で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。]十五条 育成者権者は、第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万六千円を超えな(登録料) 範

2 略